

## 〔第6章〕 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 第1項 高齢者の見守り体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯などが地域で安心・安全に暮らすためには、地域で見守る体制が重要となります。

そのためには、子どもから高齢者まで地域で暮らす一人ひとりが地域社会を担う一員として、地域について考え、見守り活動に参画していくことが安心・安全に暮らせる社会づくりへの第一歩となります。

市町村では、各地域の特性をふまえたさまざまな高齢者の見守り活動が行われており、配慮が必要な高齢者に日常的にきめ細かい見守りを行う、地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉・保健医療関係事業者や地元商店なども含めた地域のネットワークづくりを支援します。

また、市町村と連携し、地域住民が主体となった、住民相互の助けあい活動などへの支援を進めます。

#### ◎ 地域見守り協力員

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加していることから、その対策が重要な課題となっています。さらに、地域では住民と地域社会の関わりや住民相互の連帯意識の希薄化が深刻な状況になっており、住民を取り巻くさまざまな生活課題が増えてきています。

このような現状から、地域全体で相互に見守り、支えあえる地域づくりをめざし、普段の生活の中でのさりげない見守りや声かけ等の地域福祉活動を行うボランティアを「地域見守り協力員」として活動を依頼し、支援しています。

日常生活における高齢者等へのさりげない「見守り」や「声かけ」等の活動を通じて、地域のつながり・支えあい意識を醸成、浸透させ、地域における重層的な見守り体制の構築・拡充を図ります。

民生委員・児童委員や福祉関係機関等と協力・連携した、地域が抱える生活課題の予防、早期発見、解決に向けた取組を推進し、支援します。

また、地域におけるさまざまな福祉活動にも可能な範囲で協力することで、地域の実情に応じた福祉協力体制の構築・拡充を図ります。

#### ★ 事業現況

- ・ 地域見守り協力員制度実施市町村数 18市町
- ・ 地域見守り協力員数 884人



## 第2項 高齢者が外出しやすいまちづくりの推進

地域包括ケアの推進においては、その基盤のひとつとして、高齢者がいきいきと、また、安全・安心に暮らすことのできる環境を整備していくことが重要となります。高齢者が活動しやすい、安心して外出できるまちづくりを、市町村と連携して推進していきます。

### 1. 福祉のまちづくりの推進

#### ◎ 和歌山県福祉のまちづくり条例

県では、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者等をはじめすべての人が自立し社会参加できるように、公共性の高い建築物、歩行空間および公共交通機関などのバリアフリー化を推進しています。

#### ◎ わかやま・福祉のまちづくりマップ

県や市町村の施設をはじめ、民間の公共性の高い建物を誰もが利用しやすい施設とするために、施設改善のアドバイザーを派遣するとともに、障害者や高齢者等が地域での自立生活や社会参加ができるよう、不特定多数の方が利用する施設のバリアフリー化の整備状況を「わかやま・福祉まちづくりマップ」(ホームページ)により引き続き情報提供します。

市町村と連携し、道路の段差や勾配等の改善を図り、歩行空間のバリアフリー化と歩道の新設を促進します。さらに、都市公園などのバリアフリー化を推進します。

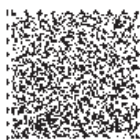
### 2. 生活交通基盤の確保・充実

安全・安心に暮らせる環境の整備として、生活交通の確保・充実はたいへん重要です。本県は交通不便地が多く、生活のためにマイカーに頼らざるを得ない地域も少なくありません。買い物、通院、地域活動などで高齢者が安心して外出できるように、生活交通基盤を充実させていくことが必要となります。

交通事業者と連携し、鉄道駅のバリアフリー化、低床バス(ノンステップバス)\*の導入など、高齢者が利用しやすい交通基盤整備を引き続き推進します。

#### ★平成22年度末実績

- ・鉄道駅のバリアフリー整備  
1日あたり平均利用者数3,000人以上の駅：9駅整備済み／16駅(56.3%)
- ・低床バスの導入 95台／367台(25.9%)



高齢者の円滑な移動を図るため、NPO等が実施する福祉有償運送\*の充実を市町村と連携を図りながら促進します。

また、内陸部においては、鉄道駅と接続する広域的・幹線的なバス路線を維持するとともに、デマンド型\*を含むコミュニティバス、乗合タクシーを導入するなど、市町村や事業者、地元住民と連携して、生活交通の維持を図ります。

★平成23年度事業現況

・コミュニティバスおよび乗合タクシー 20市町村が実施中

### 第3項

## 安全・安心に暮らせる環境の整備

平成23年は、東日本大震災や台風12号という、かつて経験したことがない大きな災害が発生しました。

本県では、台風などの風水害も多く、今後数十年以内に「東南海・南海地震」等の大規模災害が想定されています。特に平成23年の台風12号では甚大な被害を受け、地震や台風などの自然災害から高齢者をいかにして守るかということが大きな課題となっていることから、なお一層の防災対策の充実に取り組んでいきます。

さらに、高齢者を狙った犯罪や、交通事故の増加など、高齢者をさまざまな脅威から守り、安全・安心に暮らせる環境整備を進めていきます。

### 1. 防災対策の推進

土砂災害の防止・被害軽減のために、福祉施設や避難路、避難場所、地域防災拠点が保全対象となっている土砂災害危険箇所については、重点的に整備を進めます。

また、老人福祉施設等の創設にあたっては、津波による浸水や土砂災害などの問題がない、適切な環境に立地するよう指導しているところです。

火災については、社会福祉施設などにおける防火管理者の選任およびスプリンクラー設備設置の徹底など、消防機関との連携により防火安全対策を推進するとともに、一般住宅における逃げ遅れによる高齢者などの死者を減少させるため、住宅用火災警報器の設置を促進します。

★住宅用火災警報機の推計普及率

平成23年6月時点 和歌山県 69.0% (全国平均71.1%)

(平成23年5月消防庁「住宅用火災警報機の普及率調査」)

また、住民による自主防災組織などを育成強化し、在宅や単身の高齢者や障害者などの状況の把握や連絡体制の確立に努めるとともに、警察署・消防署などとの連携を図り、災害時に迅速な対応ができる体制の整備を促進します。



### ◎ 和歌山県災害時要援護者支援マニュアル

県では、災害時における要援護者などへの情報伝達や安否確認、避難生活の支援などに関する基本的な方針を定めた「和歌山県災害時要援護者支援マニュアル」を策定しています。このマニュアルを活用し、すべての市町村が「災害時要援護者避難支援プラン」を作成するように指導、助言を行います。

### ◎ 市町村と高齢者福祉施設との防災協定

平成22年10月に和歌山県老人福祉施設協議会と和歌山県との間で、包括的な「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書」を締結するとともに、市町村と管内高齢者福祉施設との間で、具体的な内容を盛り込んだモデル協定を策定して、その普及を図っているところです。今後も当該協定の締結を促進し、市町村と福祉施設による災害時等の連携が一層密接かつ機動的に実施できるよう支援していきます。

## 2. 防犯対策等の推進

高齢者を狙った犯罪は依然として多く、地域において高齢者を犯罪被害から守ることは大きな課題となっています。犯罪の手口は巧妙化してきており、関係機関が連携して防犯対策等を推進していくことが重要です。また、高齢者の交通事故も増加しており、交通安全対策の推進も重要となります。

### ◎ 高齢消費者の被害防止

市町村、防犯協会、老人クラブ等の関係機関、関係団体との連携を図り、防犯対策についての幅広い広報活動を推進します。また、各種の警察活動を通じて、関係団体との連携を図りながら「振り込め詐欺被害防止指導」や「悪質商法等犯罪被害防止指導」を引き続き実施します。

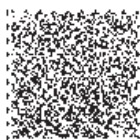
高齢者に対して身近な地域ぐるみの社会活動への参画を呼びかけるなど、高齢者を含めた地域防犯活動の活性化を図ります。新たな振り込め詐欺や手口が巧妙化した悪質商法の被害者とならないように、高齢者にわかりやすい防犯教室を実施します。

### ◎ 消費生活サポーター

悪質商法による被害の未然防止・拡大防止を図るため、県消費生活センターで相談に応じるとともに、警察・市町村・福祉関係団体などと連携し、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。地域における啓発活動の担い手となる「消費生活サポーター」を養成し、県内の各地域で見守り活動を行います。

### ◎ 高齢者の交通安全

市町村および関係機関、団体との連携を図りながら、可搬型運転適性検査器を利用した高齢運転者への安全運転啓発や高齢者交通安全講座等を引き続き推進するとともに、高齢者の交通安全施策を官民一体となって計画的に推進するため、交通事故をなくす県民運動推進協議会の活性化、交通ボランティア団体などの活動支援、高齢運転者の自主的な免許返納を促進する環境づくりなど、総合的な高齢者事故防止対策を進めます。





高齢者が地域で安心して在宅生活を送ることができるためには、高齢者に適した住まいを地域の中に整備していく必要があります。地域包括ケアの推進においても、高齢者の住まいの整備は大きな課題となります。

### ◎ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者居住安定確保計画）

高齢化が急速に進行し、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加する中で、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要です。

高齢者が、人生の最後を過ごす場所としては、病院や特別養護老人ホーム等の介護施設、あるいは自宅などが考えられますが、今後、一定の看取りの期間、多くの高齢者が穏やかに暮らしていくことができるよう取り組んでいく必要があります。

これまで、在宅と施設の間で、さまざまな名称・形態のサービスが提供されており、制度外のサービスも混在する状況となっていました。そのため、国において、高齢者向け住宅の整備に関する制度の見直しが行われ、「サービス付き高齢者向け住宅」として制度が一元化されました。

この制度は、一定の基準を満たす高齢者向け住宅を県（和歌山市内にあつては和歌山市）に登録をするもので、県の指導・監督体制が重要となることから、高齢者の住まいとサービスの一体的な質の向上を図るため、ガイドラインなどの基準の整備について検討を進めます。

高齢者の住まい方が多様化する中で、今後、サービス付き高齢者向け住宅のニーズの増加が予想されることから、高齢者が安全かつ安心して住むことのできる住宅の整備を促進するとともに、入居を希望する高齢者にはインターネット等を活用した情報提供や、適切な住まいの選び方等の普及啓発を行っていきます。

### ◎ 総合的な居住環境の整備

高齢者の身体状況や生活環境をふまえ、住宅改修等も含めた総合的な居住環境の整備について、市町村と連携して支援に努めます。

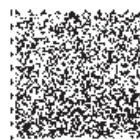
公営住宅等の整備に際してはバリアフリー化を行い、一部の公営住宅では見守り等の生活支援機能を付加するなど、高齢者の日常生活に配慮した整備を進めています。また、社会福祉施設等の併設について検討します。

#### ★ 公営住宅のバリアフリー化

平成22年度～24年度において、高齢者に配慮した県営住宅64戸を整備予定

#### ★ 見守り等の生活支援機能を付加した公営住宅等の整備実績

6団地 100戸（平成22年度末現在）



## 第5項 地域で住み続けるためのサービス基盤の整備

地域包括ケアシステムの構築において、サービス基盤の整備はたいへん重要です。本県では介護保険サービスの基盤はおおむね充実してきていますが、一部のサービスでは事業所の地域的な偏在なども見られ、事業所の少ない地域を中心に基盤整備に引き続き努める必要があります。

### ◎ 地域包括ケア推進のためのサービス基盤の整備

地域包括ケアは、日常生活圏域において、包括的に切れ目のないサービス提供の実現をめざしていくものであるため、居宅サービスか施設サービスかという二者択一的に提供すればよいというわけではありません。

高齢者のその時々との状態と、都市部や過疎地など、地域の状況に応じて、できる限りいろいろなサービスと居場所のベストマッチを考えていく必要があります。

高齢者が病院や介護施設から退院・退所する時期、安定期、急変時、看取りの期間等、それぞれの段階が変化する時、高齢者や介護者には大きな負担が生じます。その負担をできる限り軽減するため、高齢者の状況に応じた介護保険の内外を問わず各種サービスがつながり、滞りなく提供されるようなサービス基盤の整備を進めていきます。

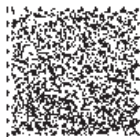
特に地域密着型サービスは、今後の地域包括ケアシステムの構築において重要なサービスとなることから、市町村の見込等をふまえ、適切なサービス供給が得られるように、市町村と連携した取組を進めます。

### ◎ 新しいサービスの供給体制

24時間定期巡回・随時訪問介護看護サービスや複合型サービス等の新しいサービスが創設されていますが、採算性や人材確保の問題から、過疎地や中山間地域において提供されることは難しいと考えられます。しかし、必要なサービスが必要な人に適切に供給される体制と、サービスが継続運営できるための支援や工夫等も必要であることから、市町村と連携したサービス基盤の充実に向けた取組を継続的に進めます。

## 1. 居宅サービス、地域密着型サービスの基盤整備と円滑な実施

居宅サービス、地域密着型サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。地域によってはサービス供給が少ないところもあることから、さらにサービスの普及を図る必要があります。また、特に地域密着型サービスは、今後の地域包括ケアシステムの構築において重要なサービスとなることから、市町村の見込等をふまえ、適切なサービス供給が得られるように、市町村と連携した取組を進めます。

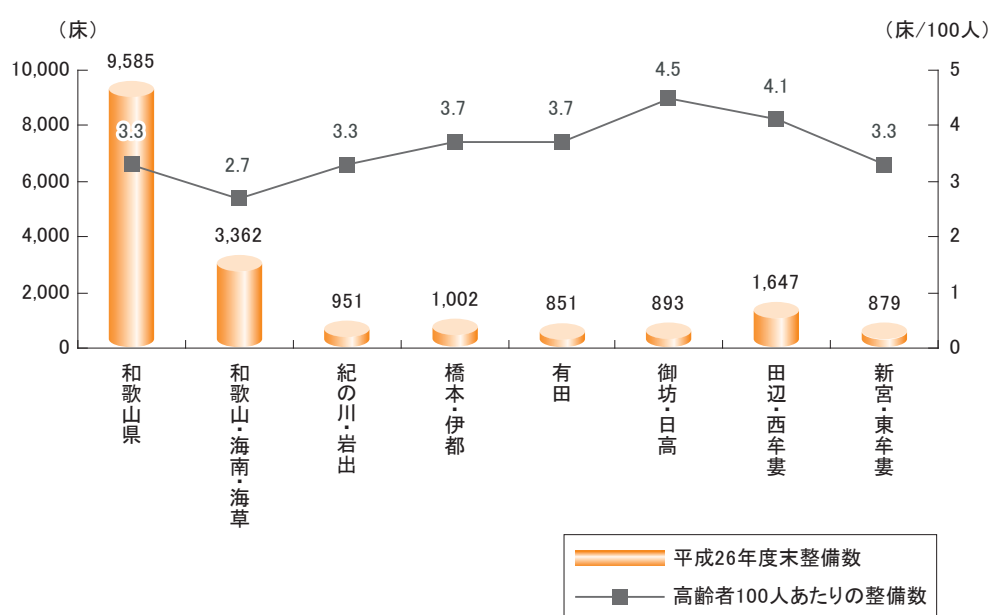


## 2. 施設サービス等の基盤整備

地域包括ケアでは、できるだけ在宅で生活できる環境を整備していくとしても、施設サービスの役割が減じるものではありません。必要とする人にふさわしいサービスを提供できるように、引き続き基盤整備に取り組んでいく必要があります。

施設サービス等については、おおむね整備目標は達成できていますが、地域によって偏りがあることから、引き続き市町村と連携して必要量の整備を進めます。また、短期入所生活介護・短期入所療養介護における、緊急時の円滑な受入（緊急短期入所受入加算の活用等）の促進を図ります。

図表 60 介護保険施設の圏域別整備見込（平成26年度末）



### ◎ 個性重視の施設サービス

生活の場である施設サービスでは、個人の自立した日常生活を支援するために、より質の高いサービスを提供していく必要があります。整備にあたっては、個室・ユニットケア\*による個人の暮らしや個性を重視したケアを引き続き推進します。

